<基本協定書(案)に関する意見と市の見解 >

| No | 資料名 | 頁 | 質問章 | 箇所 節 | 項 | 項目 | 意見内容 | 市の見解 |
|----|----------|---|-----|------|---|-----------------------------------|---|--|
| 1 | 基本協定書(案) | 4 | | | | 第11条第1項(談合 等の不正行為に係 る損害の賠償) | 特別目的会社(SPC)が談合等の不正行為に起因する違約金へ対応する場合、履行保証保険での対応が難しく、資金調達に際して、金融機関から違約金相当額の積立金留保を求められます。当該積立金は資本金や構成企業による劣後ローン等で対応せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または、金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。 当該条項の主旨は、構成員・協力企業が責任を負えば十分に果たせるものと思われます。 以上を踏まえて、当該条項から「特別目的会社」の文言削除をご検討いただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 連帯するSPC及び構成員の関係者間で、適切な負担方法をご検 討ください。 |
| 2 | 基本協定書(案) | 4 | | | | 第11条第1項 談合等の不正行為 に係る損害の賠償 | 本条項については、特別目的会社も連帯して当該違約金を支払うと記載しております。このような違約金があると、資金調達の際に金融機関はSPCに対し、違約金相当額のリザーブ積み立てを求めます。リザーブの積み立ては構成員による資本金積み増しや劣後ローンなどで対応することになり、資金調達コストが増加し、結果として入札額が上昇します。また、サービス対価A-1及びA-2の元本相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10と記載してありますが、本件の想定だと数億円規模の対応が必要になり、資金調達が困難になります。本違約金の支払い義務については構成員や協力企業が負えば、本条項の目的は達成されると思われるため、本条項の対象から特別目的会社を除外していただきたいです。 | No.1の回答を参照してください。 |

<事業契約書(案)に関する意見と市の見解 >

| No | 資料名 | 頁 | 質問章 | 箇所 節 | 項 | 項目 | 意見内容 | 市の見解 |
|----|----------|----|-----|---------|---|---------------------------------|--|---|
| 1 | 事業契約書(案) | 36 | 10 | 2 | | 第75条第1項 (その他契約期間 中の契約の解除) | 「独占禁止法」等に基づく契約解除のリスクを事業者(特別目的会社)が負う場合、資金調達に際して、金融機関から違約金相当額の積立金留保を求められます。当該積立金は資本金や構成員による劣後ローン等で対応せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加や金利負担の増加などにより、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性がございます。以上を踏まえて、当該条項の削除をご検討いただけないでしょうか。もしくは、違約金支払義務は構成員・協力企業にのみ発生するものとし、事業者(特別目的会社)を違約金支払義務の対象から外していただけないでしょうか。 | 事業契約書(案)第75条第1項第1号乃至第4号及び第6号による 事業契約解除に伴う違約金は規定していません。 |
| 2 | 事業契約書(案) | 36 | 10 | 2 | | 第75条第1項(その他契約期間 | 独占禁止法等に関する違約金は履行保証保険では対応難しく、 SPCに責任を課す場合、資金調達に際して金融機関はSPCに対 し違約金相当額のリザーブ積み立てを求めます。この積立金は構 成員による資本金積み増しや劣後ローンなどで対応することにな り、資金調達コストが増加し、結果として入札額が上昇します。 なお、多摩地区で公告されたほかのPFI案件では、事業契約書上 では「独占禁止法」等を契約解除の条項として定めないケースが 多いようです。 | No.1の回答を参照してください。 |